

かわら版

(この資料は全部お読みいただいても 60 秒です)

～公益法人の制度が変わります～

我が国の公益法人の数は約 9 7 0 0 法人、職員数は約 2 9 万人、公益目的事業費年間約 5 兆円、総資産約 31 兆円にものぼります。

先生方の中には、公益法人のクライアントがいる、あるいは、監事、理事や評議員をしている方がいらっしゃると思います。

日頃、公益法人の担当者から現行制度への以下のような不満をお聞きになっていませんか。

- ・「儲けてはいけない、ため込んではいけない」というルールのせいで資金の有効活用や積極的な事業拡大がしにくい
- ・事業内容の変更をする際にいちいち事前に「変更認定」を求められて時間がかかる
- ・報告書を毎年提出しているのに、定期的な立ち入り検査があり、負担が大きい

上記のような足かせを取り除くべく、公益法人の制度改革への機運が高まりました。

この公益法人改革は、①公益法人自体、②国民・企業、③行政の 3 位一体で行われます。

① 公益法人においては

- i) 法人の経営判断で、社会的課題への機動的な取組を可能にする
 - ・公益目的事業の収支黒字を将来の活動拡大により使いやすくするために収支相償の原則を見直す。具体的には事業単位での収支相償の判定を廃止し、中期的な（5 年）収支均衡を保つようにする
 - ・将来の事業発展・拡充のために「公益充実資金」を創設して、資金を内部留保できるようにする
 - ・法人が不測の事態へ対応するために必要な資金を確保しやすくするために遊休財産規制を見直す
- ii) 公益認定・変更認定手続きや合併手続き等の柔軟化・迅速化
 - 公益性に大きな影響がない事業の変更は届出化することにより、柔軟・迅速な事業・組織の再編を可能にする
- iii) 透明性と法人自らのガバナンスを向上させ、国民からの信頼や支援を得る
 - ・法人の説明責任を強化し、国民によるチェックをしやすくするために、開示情報の充実を図る
 - ・外部理事や監事の導入や会計監査人の必置範囲を拡大

② 国民・企業において

- i) 公益法人の情報の透明性が増し、自らの判断で公益法人を寄附等で支援できるようになる
- ii) 公益法人の活動を通して社会的な課題を解決でき、有益なサービスを受けることが可能となる

③ 行政において

- i) DX を推進して、わかりやすく一元的に公益法人にかんする情報を提供
- ii) 一律の事前規制から、重要な点について事後チェックをする形をとる
- iii) 法人と経済界等との対話や連携を推進する

こうした改革により、公益法人が目まぐるしく変わる社会のニーズに対応し、新たな事業展開ができ、その潜在能力を最大限に発揮して、「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献することが期待されています。

出典：公益法人インフォメーション「新しい資本主義の実現に向けた公益法人の制度改革」